

## [検討事項] □予算・決算に関する審議・資料の作成（※要執行部協議事項）

### 1. 考え方について

議会は、市長が予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、可能な限り、議会が必要とする資料提供等を求めることができる。

### 2. 福島市議会の状況

#### □先例 118 資料の要求及び提出の取扱いについて（※要求条件について抜粋）

##### (1) 本会議における資料要求

本会議における発言議員からの資料要求の意思表示に対し、本会議において執行機関より資料要求に応ずる旨の意思表示がなされた場合に限る。

##### (2) 常任委員会、特別委員会、決算特別委員会における資料要求

委員会において資料要求に係る議決がなされた場合に限る。資料要求に応ずるかどうかにについては提出方法も含め執行機関の判断が優先する。

#### □予算関係：地方自治法施行令第 144 条

地方自治法第 211 条第 2 項 に規定する政令で定める予算に関する説明書は、次のとおりとする。

- 1 歳入歳出予算の各項の内容を明らかにした歳入歳出予算事項別明細書及び給与費の内訳を明らかにした給与費明細書
- 2 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書
- 3 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
- 4 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書
- 5 その他予算の内容を明らかにするため必要な書類

#### □決算関係：地方自治法施行令第 166 条

- 2 地方自治法第 233 条第 1 項 及び第 5 項 に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。

### 3. 参考条文、参考事例等

#### ○川崎市 第 7 条（議会への説明等）

- 2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。

#### ○名古屋市 第 8 条（予算等に対する議会の役割）

議会は、予算編成過程又は市政に係る重要な政策等の提案過程において、可能な限り、議会が必要とする資料提供等を求めることができる。

- 2 議会は市長が、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料を作成するように求めることができる。